

## 議案第77号

### 飯能市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（案）

飯能市職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号ア(Ⅱ)中「第2条の3第3号において」を「以下」に改め、「いう。）」の次に「（第2条の4の規定に該当する場合にあっては、2歳に達する日）」を加える。

第2条の3第2号中「この条」の次に「及び次条」を加える。

第2条の4を第2条の5とし、第2条の3の次に次の1条を加える。

（育児休業法第2条第1項の条例で定める場合）

第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6箇月から2歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳6箇月到達日の翌日（当該子の1歳6箇月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次の各号のいずれにも該当するときとする。

- (1) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6箇月到達日において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳6箇月到達日において地方等育児休業をしている場合
- (2) 当該子の1歳6箇月到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として市長が定める場合に該当する場合

第3条第7号中「こと」の次に「又は第2条の4の規定に該当すること」を加える。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成29年11月24日提出

飯能市長 大久保 勝

飯能市職員の育児休業等に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)～(2) 省略</p> <p>(3) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員</p> <p>ア 次のいずれにも該当する非常勤職員</p> <p>① 省略</p> <p>② その養育する子(育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。)が1歳6箇月に達する日(以下「1歳6箇月到達日」という。)(<u>第2条の4の規定に該当する場合にあっては、2歳に達する日</u>)までに、その任期(任期が更新される場合にあつては、更新後のもの)が満了すること及び特定職に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員</p> <p>③ 省略</p> <p>イ～ウ 省略</p> <p>(育児休業法第2条第1項の条例で定める日)</p> <p>第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日と</p>	<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)～(2) 省略</p> <p>(3) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員</p> <p>ア 次のいずれにも該当する非常勤職員</p> <p>① 省略</p> <p>② その養育する子(育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。)が1歳6箇月に達する日(<u>第2条の3第3号において「1歳6箇月到達日」という。</u>)までに、その任期(任期が更新される場合にあつては、更新後のもの)が満了すること及び特定職に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員</p> <p>③ 省略</p> <p>イ～ウ 省略</p> <p>(育児休業法第2条第1項の条例で定める日)</p> <p>第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日と</p>

する。

(1) 省略

(2) 非常勤職員の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)が当該非常勤職員の養育する子の1歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために育児休業法その他の法律の規定による育児休業(以下この条及び次条において「地方等育児休業」という。)をしている場合において当該非常勤職員が当該子について育児休業をしようとする場合(当該育児休業の期間の初日とされた日が当該子の1歳到達日の翌日後である場合又は当該地方等育児休業の期間の初日前である場合を除く。)当該子が1歳2箇月に達する日(当該日が当該育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数(当該子の出生の日から当該子の1歳到達日までの日数をいう。)から育児休業等取得日数(当該子の出生の日以後当該非常勤職員が労働基準法(昭和22年法律第49号)第65条第1項又は第2項の規定により勤務しなかった日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう。)を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日)

(3) 省略

する。

(1) 省略

(2) 非常勤職員の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)が当該非常勤職員の養育する子の1歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために育児休業法その他の法律の規定による育児休業(以下この条において「地方等育児休業」という。)をしている場合において当該非常勤職員が当該子について育児休業をしようとする場合(当該育児休業の期間の初日とされた日が当該子の1歳到達日の翌日後である場合又は当該地方等育児休業の期間の初日前である場合を除く。)当該子が1歳2箇月に達する日(当該日が当該育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数(当該子の出生の日から当該子の1歳到達日までの日数をいう。)から育児休業等取得日数(当該子の出生の日以後当該非常勤職員が労働基準法(昭和22年法律第49号)第65条第1項又は第2項の規定により勤務しなかった日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう。)を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日)

(3) 省略

(育児休業法第2条第1項の条例で定める場合)

第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6箇月から2歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳6箇月到達日の翌日(当該子の1歳6箇月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次の各号のいずれにも該当するときとする。

(1) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6箇月到達日において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳6箇月到達日において地方等育児休業をしている場合

(2) 当該子の1歳6箇月到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として市長が定める場合に該当する場合

(育児休業法第2条第1項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間)

(育児休業法第2条第1項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間)

第2条の5 省略

(育児休業法第2条第1項ただし書の  
条例で定める特別の事情)

第3条 育児休業法第2条第1項ただし  
書の条例で定める特別の事情は、次に掲  
げる事情とする。

(1)~(6) 省略

(7) 第2条の3第3号に掲げる場合に  
該当すること又は第2条の4の規定  
に該当すること。

(8) 省略

第2条の4 省略

(育児休業法第2条第1項ただし書の  
条例で定める特別の事情)

第3条 育児休業法第2条第1項ただし  
書の条例で定める特別の事情は、次に掲  
げる事情とする。

(1)~(6) 省略

(7) 第2条の3第3号に掲げる場合に  
該当すること。

(8) 省略

(地方公務員等共済組合法の一部改正)  
 第十六条 地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第百五十二号)の一部を次のように改正する。  
 第七十条の二第二項中「二歳六か月」の下に「その子が一歳六か月に達した日後の期間について育児休業等をする必要があると認められるものとして総務省令で定める場合に該当するときは、二歳」を加え、同条第二項中「当該総務省令」を「その子が一歳に達した日後の期間について育児休業等をする必要があると認められるものとして総務省令」に改め、「二年六月」の下に「その子が一歳六か月に達した日後の期間について育児休業等をする必要があると認められるものとして総務省令で定める場合に該当するときは、二年」を加える。

附則第十七条の二中「同項及び」を「百分の四十」とあるのは「百分の五十(当該育児休業等をした期間が百八十日に達するまでの期間については、百分の六十七)」と、同条第二項中「まで」とあるのは「二」に達する日まで」と、に改める。  
 (職業能力開発促進法の一部改正)  
 第十七条 職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。  
 第二十六条の六第五項中「及び第三項」を「及び第四項」に、「第四十八条の三」を「第四十二条第一項、第四十二条の二、第四十八条の三第一項」に、「第五十一条の二」を「第五十一条」に改め、同条第六項中「第四十二条の二」を「第四十二条の三」に改める。  
 第二百二条中第七号を第八号とし、第四号から第六号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。  
 四 第二十六条の六第五項において準用する職業安定法第五十一条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者  
 第四百二条中「第百二条第一号から第三号まで」を「第百二条第一号から第四号まで」に改める。  
 (青少年の雇用の促進等に関する法律の一部改正)  
 第十八条 青少年の雇用の促進等に関する法律の一部を次のように改正する。  
 第四条第二項中「第四条第七項」を「第四条第八項」に、「同条第八項」を「同条第九項」に改める。

第十一條中「第五條の五」を「第五條の五第一項」に改める。  
 第十八條第五項中「及び第三項」を「及び第四項」に、「第四十八條の三」を「第四十二條第一項、第四十二條の二、第四十八條の三第一項」に、「第五十一條の二」を「第五十一條」に改め、同条第六項中「第四十二條の二」を「第四十二條の三」に改める。  
 第三十三條中「第四條第七項」を「第四條第八項」に、「同條第八項」を「同條第九項」に、「第五條の五」を「第五條の五第一項」に改める。  
 第三十七條に次の一号を加える。  
 四 第三十八條第五項において準用する職業安定法第五十一條第一項の規定に違反して秘密を漏らした者

(高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部改正)  
 第十九条 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を次のように改正する。  
 第三十八條第三項中「第四條第八項」を「第四條第九項」に改め、「第五條の七まで」の下に、「第十八條の二」を加え、「おいて、職業安定法」を「おいて、職業安定法第十八條の二中「第三十二條の九第二項」とあるのは「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第三十八條第三項の規定により適用される第三十二條の九第二項」と、同法」に改める。  
 (建設労働者の雇用の改善等に関する法律の一部改正)  
 第二十条 建設労働者の雇用の改善等に関する法律の一部を次のように改正する。  
 第三十條第一項の表第四條第八項の項中「第四條第八項」を「第四條第九項」に改め、同表第五條の五の項中「第五條の五」を「第五條の五第一項及び第二項」に改め、同表第五條の六第一項の項の次に次のように加える。

第三十條第一項の表第三十二條の十一から第三十二條の十五まで、第三十二條の十六第一項及び第五十一條の項中、「第三十二條の十六第一項及び第五十一條」を「並びに第三十二條の十六第一項及び第三項」に改め、同表第三十二條の十四の項中「第三項」を「第八項」に改め、同表第四十八條の三及び第四十八條の四第一項の項中「第四十八條の三」を「第四十八條の三第一項」に改める。  
 (地域雇用開発促進法の一部改正)  
 第二十一条 地域雇用開発促進法(昭和六十二年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。  
 第十二條第四項中「及び第三項」を「及び第四項」に、「第四十八條の三」を「第四十二條第一項、第四十二條の二、第四十八條の三第一項」に、「第五十一條の二」を「第五十一條」に改め、同条第五項中「第四十二條の二」を「第四十二條の三」に改める。  
 第二十二條に次の一号を加える。  
 三 第十二條第四項において準用する職業安定法第五十一條第一項の規定に違反して秘密を漏らした者  
 (中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律の一部改正)  
 第二十二條 中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律(平成三年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。  
 第十三條第五項中「及び第三項」を「及び第四項」に、「第四十八條の三」を「第四十二條第一項、第四十二條の二、第四十八條の三第一項」に、「第五十一條の二」を「第五十一條」に改め、同条第六項中「第四十二條の二」を「第四十二條の三」に改める。  
 第二十一條中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。  
 二 第十三條第五項において準用する職業安定法第五十一條第一項の規定に違反して秘密を漏らした者  
 (国会議員の育児休業等に関する法律の一部改正)  
 第二十三條 国会議員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百八号)の一部を次のように改正する。  
 第三條第一項中「定める日」の下に「当該子の養育の事情を考慮して特に必要と認められる場合」として両議院の議長が協議して定める場合に該当するときは、二歳に達する日」を加える。  
 (国家公務員の育児休業等に関する法律の一部改正)  
 第二十四條 国家公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百九号)の一部を次のように改正する。  
 第三條第一項中「定める日」の下に「当該子の養育の事情を考慮して特に必要と認められる場合」として人事院規則で定める場合に該当するときは、二歳に達する日」を加える。  
 (地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正)  
 第二十五條 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)の一部を次のように改正する。  
 第二條第一項中「定める日」の下に「当該子の養育の事情を考慮して特に必要と認められる場合」として条例で定める場合に該当するときは、二歳に達する日」を加える。  
 (林業労働力の確保の促進に関する法律の一部改正)  
 第二十六條 林業労働力の確保の促進に関する法律(平成八年法律第四十五号)の一部を次のように改正する。  
 第十三條第三項中「及び第三項」を「及び第四項」に、「第四十八條の三」を「第四十二條第一項、第四十二條の二、第四十八條の三第一項」に、「第五十一條の二」を「第五十一條」に改め、同条第四項中「第四十二條の二」を「第四十二條の三」に改める。  
 第三十四條中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。  
 二 第十三條第三項において準用する職業安定法第五十一條第一項の規定に違反して秘密を漏らした者

第十八條の二 第三十二條の九第二項  
 建設労働法第二十七條第二項

第二十四条第一項中「**「関して、」**」の下に「労働者の申出に基づく育児に関する目的のために利用することができる休暇(子の看護休暇、介護休暇及び労働基準法第三十九条の規定による年次有給休暇として与えられるものを除き、出産後の養育について出産前において準備することができる休暇を含む)を与えるための措置及び」を加え、同項第一号中「**「あつては、一歳六か月を」**」に「あつては、一歳六か月、当該労働者が同条第四項の規定による申出をすることができる場合にあつては二歳」に改める。

第五十三条第五項中「**「及び第三項」**」を「**「及び第四項」**」に、「**「第四十八条の三」**」を「**「第四十二條第一項、第四十二條の二、第四十八條の三第一項」**」に、「**「第五十一條の二」**」を「**「第五十一條」**」に改め、同条第六項中「**「第四十二條の二」**」を「**「第四十二條の三」**」に改める。

第五十七條中「**「及び第三項第二号」**」を「**「第三項第二号及び第四項第二号」**」に改める。  
第六十條第二項中「**「第三項第二号及び第四項」**」を「**「第三項第二号、第四項第二号及び第六項」**」に改め、「**「乗り組ませること等の措置」と**」の下に「**「同項中「労働基準法第三十九条の規定による年次有給休暇」とあるのは「船員法第七十四条から第七十八條までの規定による有給休暇」とを加える。**」

第六十四條を次のように改める。  
第六十四條 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第五十三條第五項において準用する職業安定法第五十條第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は第五十三條第五項において準用する同法第五十條第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
- 二 第五十三條第五項において準用する職業安定法第五十一條第一項の規定に違反して秘密を漏らした者

附則  
(施行期日)  
第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中雇用保険法第六十四條の次に一條を加える改正規定及び附則第三十五條の規定 公布の日
- 二 第二条中雇用保険法第十六條第一項及び第二項、第十七條第四項第一号及び第二号イからニまで並びに第十八條第一項及び第三項の改正規定、同項を同条第四項とする改正規定、同条第二項の次に一項を加える改正規定並びに第十九條第一項第一号及び第二項、第五十六條の三第三項第一号並びに第三号ロ及びハ、第六十一條第一項第二号及び第七項、第七十二條第一項並びに第八十條の改正規定並びに同法附則第十一條の二第三項の改正規定(第四号に掲げる部分を除く。)

- 三 第二条中雇用保険法第六十一條の四第一項の改正規定及び第七條(次号に掲げる規定を除く。)
- 四 第二条中雇用保険法第十條の四第二項、第五十八條第一項、第六十條の二第四項、第七十六條第二項及び第七十九條の二並びに附則第十一條の二第一項の改正規定並びに同条第三項の改正規定(百分の五十を)を「百分の八十を」に改める部分に限る。)
- 五 第四条の規定並びに第七條中育児・介護休業法第五十三條第五項及び第六項並びに第六十四條の改正規定並びに附則第五條から第八條まで及び第十條の規定、附則第十三條中国籍公務員退職手当法(昭和二十八年法律第八十二號)第十條第五号の改正規定、附則第十四條第二項及び第十七條の規定、附則第十八條(次号に掲げる規定を除く。)

附則第十九條中高年齢者等の雇用の安定等に関する法律

昭和四十六年法律第六十八號)第三十八條第三項の改正規定(「**「第四條第八項」**」を「**「第四條第九項」**」に改める部分に限る。)、附則第二十條中建設労働者の雇用の改善等に関する法律(昭和五十一年法律第三十三號)第三十條第一項の表第四條第八項の項、第三十二條の十一から第三十二條の十五まで、第三十二條の十六第一項及び第五十一條の項及び第四十八條の三及び第四十八條の四第一項の項の改正規定、附則第二十一條、第二十二條、第二十六條から第二十八條まで及び第三十二條の規定並びに附則第三十三條(次号に掲げる規定を除く。)

五 第五十條の規定並びに附則第十八條中青少年の雇用の促進等に関する法律(昭和四十五年法律第九十八號)第十一條の改正規定及び第三十三條の改正規定(「**「第五條の五」**」を「**「第五條第一項」**」に改める部分に限る。)、附則第二十條中建設労働者の雇用の改善等に関する法律第三十條第一項の表第五條の五の項の改正規定並びに附則第三十三條中外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律(平成二十八年法律第八十九號)第二十七條第二項の改正規定(「**「第三十二條の十三」**」を「**「第五條の五第一項第三号、第三十二條の十三」**」に改める部分に限る。)

公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日  
(基本手当の所定給付日数に関する経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の雇用保険法(次条及び附則第四條において「**「第一条改正後雇用保険法」**」という。)

第三條 第一条改正後雇用保険法第二十四條の二及び附則第五條の規定は、所定給付日数に相当する日数分の基本手当の支給を受け終わった日(以下「**「施行日」**」)以後に適用する。

2 所定給付日数に相当する日数分の基本手当の支給を受け終わった日(以下「**「施行日」**」)において「**「第一条改正前雇用保険法」という。)**」附則第五條の規定による基本手当の支給(次項において「**「旧個別延長給付」という。)**」及び同条第四項の規定により読み替えて適用する第一條改正前雇用保険法第二十八條の規定による同条第一項に規定する各延長給付に関する調整については、なお従前の例による。

3 第一項の規定にかかわらず、第一條の規定の施行の際現に旧個別延長給付を受けている者であつて、第一條改正後雇用保険法第二十四條の二第一項(第二号に限る。)に該当する者については、旧個別延長給付の支給を受け終わった日後、同条の規定による基本手当の支給(以下この項において「**「新個別延長給付」という。)**」を行うことができる。この場合において、新個別延長給付に係る第一條改正後雇用保険法(第十條の四及び第三十四條の規定を除く。)の適用については、旧個別延長給付の支給日数に相当する日数分の新個別延長給付をしたものとみなす。

(就業促進手当の支給を受けた場合の特例に関する経過措置)  
第四條 第一條改正後雇用保険法附則第十條の規定は、雇用保険法第五十七條第一項第一号に規定する再就職(以下この条において単に「**「再就職」という。)**」の日が施行日以後である者について適用し、再就職の日が施行日以前である者に係る就業促進手当については、なお従前の例による。

(返還命令等に関する経過措置)  
第五條 第二条の規定による改正後の雇用保険法(次条において「**「第二条改正後雇用保険法」という。)**」第十條の四第二項の規定は、附則第一條第四号に掲げる規定の施行の日(以下「**「第四号施行日」という。)**」以後に偽りの届出、報告又は証明をした者について適用し、第四号施行日以前に偽りの届出、報告又は証明をした者については、なお従前の例による。

報告又は証明をした者については、なお従前の例による。

第五条 職業安定法の一部を次のように改正する。  
第五条の五を次のように改める。

(求人申込み)

第五条の五 公共職業安定所、特定地方公共団体及び職業紹介事業者は、求人申込みは全て受理しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する求人申込みは受理しないことができる。

- 一 その内容が法令に違反する求人の申込み
- 二 その内容である賃金、労働時間その他の労働条件が通常の労働条件と比べて著しく不適当であると認められる求人の申込み
- 三 労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものの違反に關し、法律に基づく処分、公表その他の措置が講じられた者(厚生労働省令で定める場合に限る。)からの求人申込み
- 四 第五条の三第二項の規定による明示が行われぬ求人申込み
- 五 次に掲げるいずれかの者からの防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第六イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第六ロ 法人であつて、その役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。第三十二条において同じ。)のうちに暴力団員があるもの

ハ 暴力団員がその事業活動を支配する者

六 正当な理由なく次項の規定に応じない者からの求人申込み

公共職業安定所、特定地方公共団体及び職業紹介事業者は、求人申込みが前項各号に該当するかどうかを確認するため必要があると認めるときは、当該求人者に報告を求めることができる。求人者は、前項の規定による求めがあつたときは、正当な理由がない限り、その求めに応じなければならない。

第二十七条第三項中「第五条の五本文」を「第五条の五第一項本文」に改める。

第二十九条第四項中「第五条の五」を「第五条の五第一項」に改める。

第三十二条第一号中(平成三年法律第七十七号)を削り、同条第五号中「業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者」を「相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この条において同じ。」を削り、同条第八号中「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)」を「暴力団員」に改める。

第三十二条の十一第二項、第三十二条の十二第二項及び第三十三条の二第六項中「第五条の五」を「第五条の五第一項」に改める。

第四十八条の三第二項中「いるとき」の下に、「若しくは第五条の五第三項の規定による求めに対して事実と相違する報告をしたとき」を加え、「又は第三項」を「若しくは第三項又は第五条の五第三項」に改める。

(労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部改正)

第六条 労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和四十四年法律第八十四号)の一部を次のように改正する。

附則第十条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「(雇用保険率の変更に関する暫定措置)」を付し、同条を次のように改める。

第十条 雇用保険法附則第十三条第一項の規定が適用される会計年度における第十二条第五項の規定の適用については、同項中「第六十六条第一項第二項及び第五項の規定による国庫の負担額、同条第六項の規定による国庫の負担額(同法による雇用保険事業の事務の執行に要する経費に係る分を除く。)」並びに同法第六十七条の規定による国庫の負担額」とあるのは、「附則第十三条第一項の規定による国庫の負担額及び同条第三項において読み替えて適用する同法第六十六条第六項の規定による国庫の負担額(同法による雇用保険事業の事務の執行に要する経費に係る分を除く。)」とする。

附則第十条の次に次の一条を加える。  
第十条の二 平成二十九年度から平成三十一年度までの各年度における前条の規定の適用については、同条中「附則第十三条第一項の規定」とあるのは「附則第十四条第一項の規定」とする。

(雇用保険率に関する暫定措置)

第十一条 平成二十九年度から平成三十一年度までの各年度における第十二条第四項の雇用保険率については、同項中「千分の十五・五」とあるのは「千分の十三・五」と「千分の十七・五」とあるのは「千分の十五・五」と「千分の十八・五」とあるのは「千分の十六・五」として、同項の規定を適用する。

- 2 前項の場合において、第十二条第五項中「千分の十一・五から千分の十九・五まで」とあるのは「千分の九・五から千分の十七・五まで」と「千分の十三・五から千分の二十一・五まで」とあるのは「千分の十一・五から千分の十九・五まで」と「千分の十四・五から千分の二十二・五まで」とあるのは「千分の十二・五から千分の二十・五まで」と、同条第九項中「千分の十一・五から千分の十九・五まで」とあるのは「千分の九・五から千分の十七・五まで」と「千分の十三・五から千分の二十一・五まで」とあるのは「千分の十一・五から千分の十九・五まで」と「千分の十三・五から千分の二十一・五まで」とあるのは「千分の十二・五から千分の二十・五まで」と「千分の十四・五から千分の二十二・五まで」とあるのは「千分の十一・五から千分の十九・五まで」と「千分の十三・五から千分の二十一・五まで」とあるのは「千分の十二・五から千分の二十・五まで」と「千分の十四・五から千分の二十二・五まで」とあるのは「千分の十二・五から千分の二十・五まで」とする。

(育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正)

第七条 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十六号)以下「育児・介護休業法」という。の一部を次のように改正する。

第五条第五項中「第三項ただし書」の下に「第五項」を加え、同項を同条第七項とし、同条第四項中「及び前項」を「第三項及び第四項」に、「同項」を「第三項」に、「あつては」を「あつては」に改め、「翌日」の下に「第四項の規定による申出にあつては当該申出に係る子の一歳六か月到達日の翌日」を、それぞれを加え、同項を同条第六項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

4 労働者は、その養育する一歳六か月から二歳に達するまでの子について、次の各号のいずれにも該当する場合に限り、その事業主に申し出ることにより、育児休業をすることができる。

- 一 当該申出に係る子について、当該労働者又はその配偶者が、当該子の一歳六か月到達する日(次号及び第六項において「一歳六か月到達日」という。)において育児休業をしている場合
- 二 当該子の一歳六か月到達日後の期間において休業することが雇用の継続のために特に必要と認められる場合として厚生労働省令で定める場合に該当する場合

第一項ただし書の規定は、前項の申出について準用する。この場合において、第一項第二号中「一歳六か月」とあるのは、「二歳」と読み替えるものとする。

第六条第二項中「及び第三項」を「第三項及び第四項」に改め、同条第三項中「前条第三項」の下に「又は第四項」を加え、同条第四項中「前条第五項」を「前条第七項」に改める。

第八条第二項中「及び第三項」を「第三項及び第四項」に改める。

第九条第二項第二号中、「一歳六か月」を「一歳六か月、同条第四項の規定による申出により育児休業をしている場合にあっては二歳」に改める。

第九条の二第一項中「同条第四項」を「同条第六項」に改め、「一歳六か月」とあるのは「一歳九か月」とを削る。

第九条の三中「第五条第三項及び」の下に「第四項並びに」を、「第五条第一項」の下に「又は第三項」を加える。

第十六条の二第一項中「この章において」を削る。

第二十一条第一項中「措置」の下に「(労働者若しくはその配偶者が妊娠し、若しくは出産したとき又は労働者が対象家族を介護していることを知ったときに、当該労働者に対し知らせる措置を含む。)」を加える。

# 参考

第二十三条第一項第四号中「八まで」を「二まで」に改め、同号に次のように加える。  
二 一年以上五年未満 百二十日  
第二十四条の次に次の一条を加える。

## (個別延長給付)

第二十四条の二 第二十二條第二項に規定する就職が困難な受給資格者以外の受給資格者のうち、第十三條第三項に規定する特定理由離職者（厚生労働省令で定める者に限る。）である者又は第二十三條第二項に規定する特定受給資格者であつて、次の各号のいずれかに該当し、かつ、公共職業安定所長が厚生労働省令で定める基準（次項において「指導基準」という。）に照らして再就職を促進するために必要な職業指導を行うことが適当であると認めたものについては、第四項の規定による期間内の失業している日（失業していることについての認定を受けた日に限る。）について、所定給付日数を超えて基本手当を支給することができる。

一 心身の状況が厚生労働省令で定める基準に該当する者

二 雇用されていた適用事業が激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第五十号。以下この項において「激甚災害法」という。）第二条の規定により激甚災害として政令で指定された災害（次号において「激甚災害」という。）の被害を受けたため離職を余儀なくされた者又は激甚災害法第二十五條第三項の規定により離職したものとみなされた者であつて、政令で定める基準に照らして職業に就くことが特に困難であると認められる地域として厚生労働大臣が指定する地域内に居住する者

三 雇用されていた適用事業が激甚災害その他の災害（厚生労働省令で定める災害に限る。）の被害を受けたため離職を余儀なくされた者又は激甚災害法第二十五條第三項の規定により離職したものとみなされた者（前号に該当する者を除く。）

2 第二十二條第二項に規定する就職が困難な受給資格者であつて、前項第二号に該当し、かつ、公共職業安定所長が指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業指導を行うことが適当であると認めたものについては、第四項の規定による期間内の失業している日（失業していることについての認定を受けた日に限る。）について、所定給付日数を超えて基本手当を支給することができる。

3 前二項の場合において、所定給付日数を超えて基本手当を支給する日数は、次の各号に掲げる受給資格者の区分に応じ、当該各号に定める日数を限度とするものとする。

一 第一項（第一号及び第三号に限る。）又は前項に該当する受給資格者 六十日（所定給付日数が第二十三條第一項第二号イ又は第三号イに該当する受給資格者にあつては、三十日）

二 第一項（第二号に限る。）に該当する受給資格者 百二十日（所定給付日数が第二十三條第一項第二号イ又は第三号イに該当する受給資格者にあつては、九十日）

4 第一項又は第二項の規定による基本手当の支給（以下「個別延長給付」という。）を受ける受給資格者の受給期間は、第二十条第一項及び第二項の規定にかかわらず、これらの規定による期間に前項に規定する日数を加えた期間とする。

第二十八條第一項中「広域延長給付を」と「個別延長給付を受けている受給資格者については、当該個別延長給付が終わつた後でなければ広域延長給付、全国延長給付及び訓練延長給付（第二十条第一項又は第二項の規定による基本手当の支給をいう。以下同じ。）は行わず、広域延長給付を」に改め、「第二十四條第一項又は第二項の規定による基本手当の支給をいう。以下同じ。」を削り、同条第二項中「訓練延長給付を受けている受給資格者について」の下に「個別延長給付」を、「全国延長給付を受けている受給資格者について」の下に「個別延長給付又は」を加え、「広域延長給付」を、「これらの延長給付」に改め、「全国延長給付」の下に「行わず、広域延長給付を受けている受給資格者について個別延長給付が行われることとなつたときは、個別延長給付が行われる間は、その者について広域延長給付は」を加える。

第二十九條第一項中「同じ」の下に、「個別延長給付」を加える。

第三十二條第一項中「訓練延長給付」の下に、「個別延長給付」を加える。

第三十三條第五項中「受給資格者が」の下に「個別延長給付」を加える。

雇用保険法等の一部を改正する法律をここに公布する。

御名 御璽

平成二十九年三月三十一日

内閣総理大臣 安倍 晋三

## (抜 粋)

### 法律第十四号

雇用保険法等の一部を改正する法律

(雇用保険法の一部改正)

第 二 十 三 条 雇 用 保 険 法 ( 昭 和 四 十 九 年 法 律 第 百 十 六 号 ) の 一 部 を 次 の よ う に 改 正 す る 。

第二十三條第一項中「第三号から第五号まで」を「第五号」に改め、同項第三号中「八まで」を「二まで」に改め、同号に次のように加える。

二 一年以上五年未満 百五十日